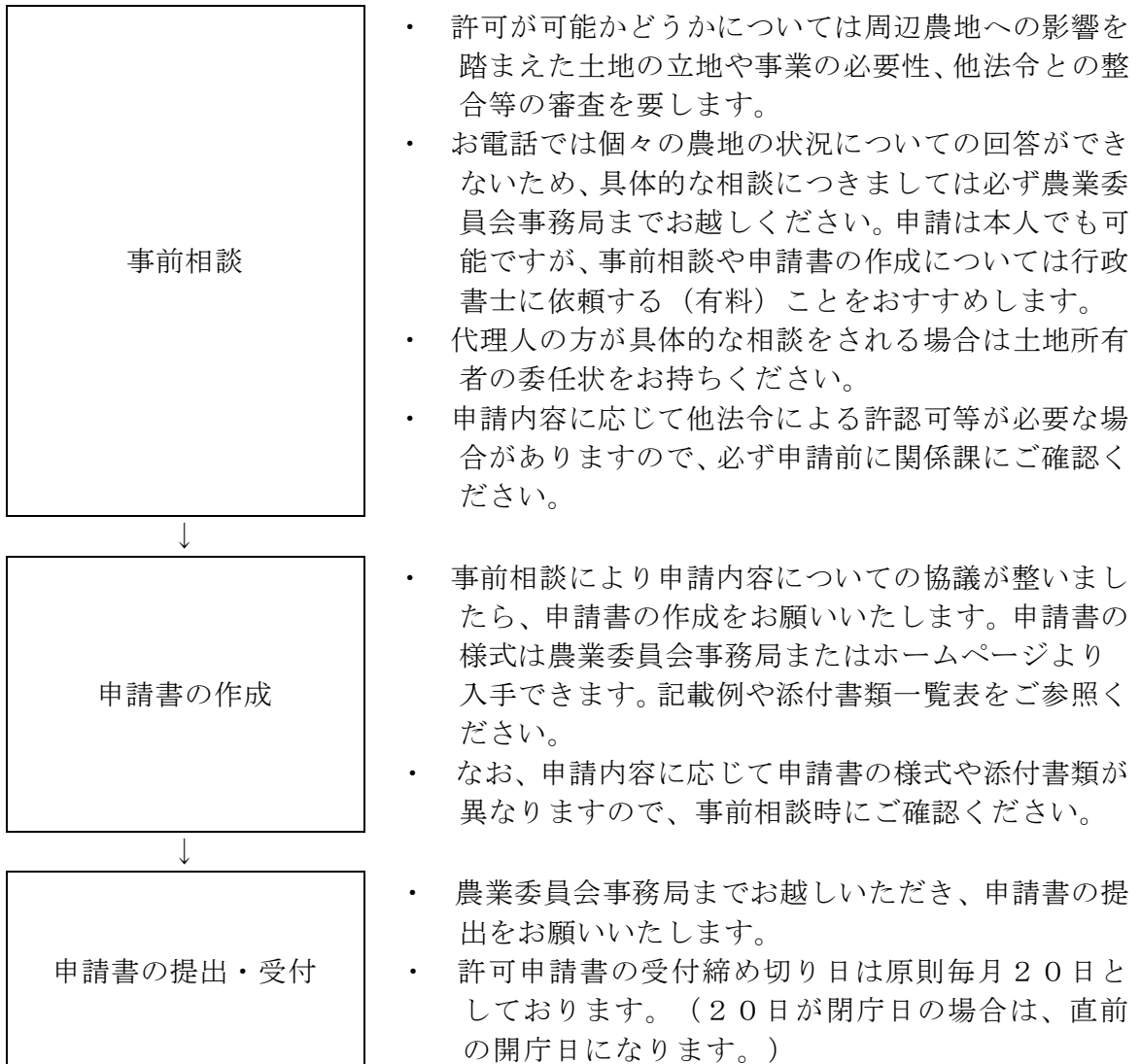


## 農地法第4条・第5条許可申請について

富士市農業委員会では許可申請書を原則毎月20日に受付し、受付翌月の22日頃に行われる県常任議員会議の答申を経てから許可書を交付しております。この間の事務処理期間はおよそ40日となっております。

事前相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の方の流れ



### 農業委員会等の流れ

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は40日です。）

